

中医協の在り方の見直しに係る基本的合意

1 検討の場とその構成員

- ① 内閣官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇談会」の審議を踏まえつつ、厚生労働大臣は、第三者による検討機関である「中医協の在り方に関する有識者会議(仮称)」において検討を行う。
- ② その構成員は、医療団体関係者、労使等の利害関係者以外の有識者とし、厚生労働大臣が内閣官房長官と協議し、任命する。
(注)「有識者会議」は公開とし、常時、厚生労働大臣が出席し、国民に開かれた形で議論を行う。
- ③ また、厚生労働大臣は、「有識者会議」の検討状況を、社会保障の在り方に関する懇談会、経済財政諮問会議及び規制改革・民間開放推進会議に随時報告の上、「有識者会議」の結論を得る。

2 検討項目

- ① 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方
- ② 公益機能の強化
- ③ 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方
- ④ 委員の任期の在り方
- ⑤ 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方
- ⑥ その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

3 スケジュール

平成16年度中の早期に「有識者会議」を設置し、平成17年夏～秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置する。

平成16年12月17日

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革、産業再生機構）、
行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当